

保証人の方へ必ずお渡しください

お子さまの新たな学生生活が始まるタイミングでぜひ加入をご検討ください

# 慶應義塾大学 保険のすゝめ

(団体総合生活保険)



2025年度

学生生活(学内外)を安心して過ごすために

行動範囲が大きく広がる大学生  
「保険のすゝめ」は、お子さまの学生生活を総合的にサポートします

部活・  
サークルを  
はじめる



自転車通学を  
はじめる

自転車条例にも対応！



アルバイト・  
インターンシップ  
をはじめる



一人暮らしを  
はじめる



事故時、相手方との示談交渉も  
保険会社に任せられて安心！  
※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

扶養者の万が一のときの  
学資費用も補償

4月1日補償開始  
お手続き締切日



2025年3月31日(月)

入学手続きと同時に**お手続きください。**  
締切日を過ぎましても**ご加入いただくことは可能です。**

団体割引適用

スマホ・PCから簡単にお手続き

25%

お手続きはWebで  
簡単 **3分**

QRコードから  
詳細をご確認ください



URL <https://www.keio-ins.com/2025/>

- 2025年4月1日以降にお手続きされる方は中途加入となり、お手続き日の翌月1日からの補償開始となります。中途加入をご希望の方は7ページよりお手続きください。
- 退学等場合には解約手続きが必要になります。残り期間に応じて保険料を返金しますので取扱代理店までお問い合わせください。

## 重要事項説明書・補償の概要等(補償内容の詳細)

- 重要事項説明書・補償の概要等には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認くださいことが重要です。
- 重要事項説明書・補償の概要等の内容については、以下のURL・QRコードからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。(重要事項説明書・補償の概要等は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)

重要事項説明書

URL  
<https://keio.box.com/s/nyn6w3Vzqzag1slmaznwpqxgq2bc7xmw9>



補償の概要等

URL  
<https://keio.box.com/s/zi942An2b36l0pnntay3fleamlluvrok>



## 主な付帯サービスのご案内

無料  
付帯

メディカルアシスト

24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、  
お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先で急病！  
最寄りの病院を知りたい

医療機関案内

急に激しい頭痛。  
どうしたらいいの..

緊急医療相談



無料  
付帯

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、  
お電話にて提携の弁護士が相談に応じます。

ストーカー被害  
SNSで誹謗中傷 どうしたら..

いじめ・嫌がらせ等  
に関する相談ダイヤル

痴漢と間違われた  
痴漢に遭った どうしたら..

痴漢被害・冤罪に関する  
緊急相談サービス



付帯サービスのご案内

URL  
<https://keio.box.com/s/iksdudf55Vvb4i638ptsd3mnit6p3ol96>



ご利用いただける付帯サービスの電話番号およびご利用にあたっての詳細は右記URL・QRコードからのアクセス先に掲載されています。

【お問い合わせ先(取扱代理店)】

株式会社慶應学術事業会  
<https://www.keio-ins.com>

e-mail:hoken@keioae.com  
TEL:03-3453-3846 (受付時間:月~金/8:30~17:00)  
〒108-8345 東京都港区三田2-15-45 慶應義塾三田キャンパス

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社  
<https://tokiomarine-nichido.co.jp>

担当課:公務第二部 文教公務室  
TEL:03-3515-4133 (受付時間:月~金/9:00~17:00)  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4



慶應学術事業会のご紹介

慶應義塾出資子会社の一社として、慶應義塾の経営に寄与することを目的として、慶應義塾の施設管理事業、社会人教育事業(慶應丸の内シティキャンパス)、慶應カード事務局、保険代理店事業を担っています。



慶應義塾長  
伊藤 公平



“気品の泉源、智徳の模範  
・・・以って全社会の先導者たらんことを欲するものなり”

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。保護者の皆様にも、心からお慶びを申し上げます。  
慶應義塾は、幕末の1858年に福澤諭吉により創立されました。福澤諭吉は学問を修める過程で、「智徳」とともに「気品」を重視し、社会の先導者にふさわしい人格形成を志しました。福澤が門下生たちにその志を託した「慶應義塾の目的」と呼ばれる一文があります。

「慶應義塾は単に一所の学塾として自から甘んずるを得ず。其目的は我日本国中に於ける気品の泉源、智徳の模範たらんことを期し、之を實際にしては居家、処世、立国の本旨を明にして、之を口に言ふのみにあらず、躬行実践、以て全社会の先導者たらんことを欲するものなり」

これは慶應義塾の真に目的とするところを最も簡明に言い表した一文として知られています。この慶應義塾の目的はすべての新入生の皆さんが共有すべき目標です。気品の泉源、智徳の模範としての高みを目指し、全社会、すなわち全世界を正しい方向に先導するために、皆さんはこれからの大学生活において学問に励み、課外活動に精を出し、生涯の友と出会っていきます。慶應義塾の「義塾」とは英国のpublic schoolの訳で、まさに公共の発展に尽くすという高い志をもった学生が集まる塾ということです。皆さんは素晴らしい仲間恵まれ、互いに助け合い、高め合いながらこれからの大学生活を過ごすこととなります。

是非とも、慶應義塾大学が用意してきた、そして用意していくすべてのリソースを存分に活用することで、これからの大学生活が豊かで楽しく充実したものとなることを祈念しております。

慶應義塾常任理事  
天谷 雅行



新入学生並びに保証人の皆様へ

この度はご入学おめでとうございます。  
慶應義塾大学では、塾生の皆さんが有意義な学生生活を送ることができるよう、教育研究環境の充実を図ると共に、学生健康保険互助組合(学生健保)や学生教育研究災害傷害保険(学研災)等による補償の充実に努めています。

しかしながら、それらの制度では日常生活全体を十分にカバーしておらず、思わぬトラブルに巻き込まれることや、意図せずに加害者になってしまうことも考えられます。そこで、慶應義塾大学では、皆さんがより豊かで安心できる学生生活を過ごせますように、慶應義塾の保険取扱代理店である「株式会社慶應学術事業会」を窓口として、「保険のすゝめ」への加入を新入学生並びに保証人の皆さんに強くおすすめしています。

「保険のすゝめ」は塾内外問わず様々なリスクに対する補償に割安な保険料でご加入いただけます。また、「株式会社慶應学術事業会」は慶應義塾が設立した慶應義塾の一機関(グループ企業)ですので、万が一の場合にも慶應義塾と連携し迅速・適切な対応が可能となります。

つきましては、本趣旨にご理解を賜り、是非とも「保険のすゝめ」にご加入いただきますようご案内申し上げますと共に、皆様がこれから楽しく充実した学生生活を過ごされることを心からお祈り申し上げます。

自転車通学中に：



支払額

440万円

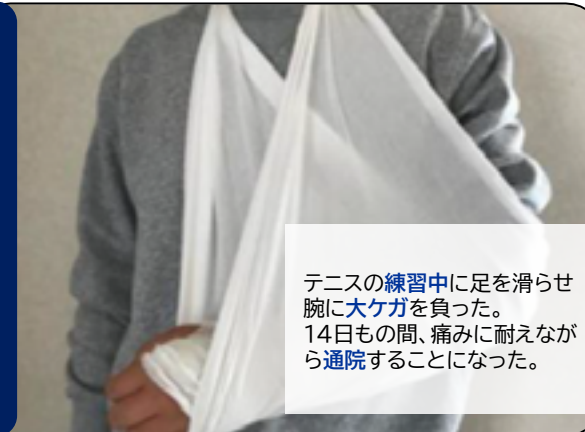
個人賠償責任保険金

大学生は通学だけでなくバイトやサークルなど、活動範囲が急激に広がるため、誰かに迷惑をかけてしまうリスクが高まります。

※自動車やバイクでの事故は補償対象外

示談交渉サービス付

サークル活動中に：



支払額

28,000円

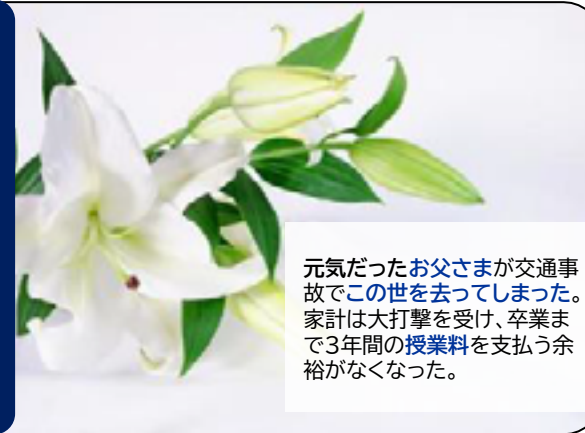
通院保険金

大学生になっても、サークルや部活での運動を中心としたケガのリスクはなりません。

※故意または重大な過失によって生じたケガ等は補償対象外

大学内外問わず補償

扶養者の方が：



支払額

550万円

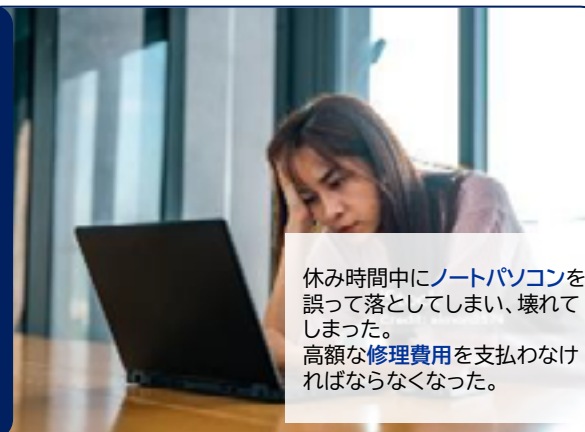
育英費用保険金・学資費用保険金

扶養者の方が突然重大な事故に巻き込まれた場合、お子さまが大学に通い続けられなくなる可能性があります。

※故意または重大な過失によって生じたケガ等による扶養不能状態は補償対象外

学資費用はケガだけでなく病気も対象

外出先でパソコンを：



支払額

12万円

携行品損害／生活用動産

時価額\*1と修理費用のいずれか低い金額が支払われます。(購入価格ではありません。)

\*1 再取得価額\*2から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額

\*2 保険の対象と同一用途、質、型、能力のものを再取得する額

タブレット\*3も対象

\*3 モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末やスマートフォン、携帯電話は対象外です。

※事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに裏表紙記載の【お問い合わせ先】にご連絡ください。

※保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

※ケガや病気を被ったときに既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

※賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |  |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| お子さまの<br>他人への<br>損害を補償             | <div>①個人賠償責任</div> <div>国内・国外</div> <div>示談交渉サービス</div> <div>同居のご家族も対象</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  | <div>⑨借家人賠償責任</div> <div>国内</div> <div>一人暮らし限定</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  |
|                                    | <p>例えば・・・自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき</p> <p>国内外で偶然な事故により<b>他人にケガ</b>をさせたり、<b>他人の物を壊してしまったとき</b>や、<b>国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品<sup>*1</sup>)</b>を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、<b>法律上の損害賠償責任</b>を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)</p> <p><sup>*1</sup> 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。</p> <p>※ <b>インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。</b><br/>ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。<br/>※ 自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。</p> |  |  |  | <p>例えば・・・ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき</p> <p>国内で<b>学生本人</b>が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により<b>借戸室を損壊</b>したため、<b>家主に対して法律上の損害賠償責任</b>を負った場合に保険金をお支払いします。</p> <p>借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |  |
| お子さまの<br>ケガの補償                     | <div>②ケガ(傷害)</div> <div>国内・国外</div> <div>地震・噴火・津波も対象</div> <div>熱中症も対象</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  | <div>特定感染症も対象</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |
|                                    | <p>例えば・・・交通事故に遭い、入院してしまったとき</p> <p>国内外を問わず<b>学生本人</b>が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に各種保険金をお支払いします。<br/>※保険の対象となる方が熱中症になった場合にも各種保険金をお支払いします。</p> <p>◆ <b>死亡・後遺障害保険金</b><br/>ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。</p> <p>◆ <b>入院・手術保険金</b><br/>ケガで入院<sup>*2</sup> や手術<sup>*3</sup> をしたときに保険金をお支払いします。</p> <p><sup>*2</sup> 事故の日から180日を経過した後の入院についてはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。<br/><sup>*3</sup> 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p>                 |  |  |  | <p>◆ <b>通院保険金</b><br/>ケガで通院<sup>*4</sup> をしたときに保険金をお支払いします。</p> <p><sup>*4</sup> 事故の日から180日を経過した後の通院についてはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。</p> <p>例えば・・・O-157を発症し、入院したとき</p> <p>国内外を問わず<b>学生本人</b>が特定感染症(O-157等)を発病し、①後遺障害が生じたとき、②入院されたとき、③通院されたときに保険金をお支払いします。</p> <p>※保険開始日から10日以内に発病した特定感染症は対象となりません。<br/>※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた特定感染症は補償の対象となりません。<br/>※特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご参照ください。</p>                                                                                                                            |  |  |  |
| 扶養者の<br>万が一のとき<br>お子さまの<br>教育費用を補償 | <div>③育英・学資費用</div> <div>国内・国外</div> <div>地震・噴火・津波によるケガも対象</div> <div>5AJ・5BJ・5AG<br/>5BGタイプ限定</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |  |
|                                    | <p>例えば・・・扶養者を事故で亡くし、授業料を払えなくなったとき</p> <p>国内外で<b>扶養者</b>が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ<sup>*5</sup>)によって<b>死亡したり、重度後遺障害を被った場合または病気で死亡した場合</b>に補償します。</p> <p>◆ <b>育英費用保険金(ケガ)</b><br/>育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。</p> <p>◆ <b>学資費用保険金(ケガ・病気)</b><br/>お支払対象期間中<sup>*6</sup> に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。</p>                                                                                                                                                                   |  |  |  | <p>※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)</p> <p>※web加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。</p> <p><sup>*5</sup> 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。<br/><sup>*6</sup> お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。</p>                                                                                                                                                                                   |  |  |  |
| お子さまの<br>トラブルを補償                   | <div>⑦携行品損害</div> <div>国内・国外</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  | <div>④救援者費用等</div> <div>国内・国外</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |
|                                    | <p>例えば・・・外出時に偶然な事故で、携行品を壊してしまったとき</p> <p>国内外で<b>学生本人</b>が<b>所有する家財(ノートパソコンやタブレット<sup>*7</sup> も対象)</b>を自宅外に携行している際に、盗難等の<b>偶然な事故で損害を受けた場合</b>に保険金をお支払いします。<br/><sup>*7</sup> モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末やスマートフォン、携帯電話は対象外です。<br/>※免責金額(自己負担額):5,000円</p>                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  | <p>例えば・・・学生が緊急入院し、保護者が駆けつけたとき</p> <p>国内外で<b>学生本人</b>が保険期間中に住宅外において被ったケガにより継続して3日以上<b>入院したり</b>、搭乗している航空機や船舶が<b>遭難した場合等</b>に、親族が現地に向くための<b>交通費や宿泊料、搜索救助費用等</b>をお支払いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |
|                                    | <div>⑧生活用動産</div> <div>国内</div> <div>一人暮らし限定</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  | <div>⑤弁護士費用</div> <div>⑥トラブル対策費用</div> <div>国内</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  |
|                                    | <p>例えば・・・空き巣が入り、家財が盗難にあったとき</p> <p><b>学生本人が所有する家財(ノートパソコンやタブレット<sup>*8</sup> も対象)</b>が盗難等の<b>偶然な事故で損害を受けた場合</b>に保険金をお支払いします。<b>建物外への持ち出し中</b>も対象です。</p> <p><sup>*8</sup> モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末やスマートフォン、携帯電話は対象外です。<br/>※免責金額(自己負担額):5,000円</p>                                                                                                                                                                                                                      |  |  |  | <p>例えば・・・SNS上で誹謗中傷被害を受け、どう対処すべきか弁護士に相談したい</p> <p>国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢<sup>*9</sup>・ストーカー行為・嫌がらせ<sup>*10</sup> 等により精神的苦痛を被った場合<sup>*11</sup> に、法律相談や相手との交渉等を依頼するための弁護士費用や防犯対策・カウンセリング<sup>*12</sup> に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。</p> <p><sup>*9</sup> 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。<br/><sup>*10</sup> 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。<br/><sup>*11</sup> 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。<br/><sup>*12</sup> 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限りです。</p> |  |  |  |

# 補償プラン(保険金額・保険料表)

25%の割引が適用され、個人で加入するよりも保険料を安く抑えられます！

以下の表では、在学期間4年間の学部生向けの補償内容・保険料のみをご案内しています。お手続きサイトでは医学部、薬学部、大学院等に通われる皆様向けのプラン(保険期間6, 3, 2年間)もご案内していますので、7ページのQRコードからアクセスのうえ、ご自身にあったタイプをご選択ください。

|                          |                | 自宅から通学※                     |                                                          |         | 一人暮らし    |                                                          |          |
|--------------------------|----------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------|---------|----------|----------------------------------------------------------|----------|
| タイプ名                     |                | 5AJタイプ                      | 5BJタイプ                                                   | 5CJタイプ  | 5AGタイプ   | 5BGタイプ                                                   | 5CGタイプ   |
| 割引適用前の保険料<br>(個人で加入した場合) |                | 130,830円                    | 156,890円                                                 | 75,690円 | 155,510円 | 181,570円                                                 | 100,370円 |
| 一括払保険料<br>(4年間分保険料)      |                | 98,120円                     | 117,670円                                                 | 56,770円 | 116,630円 | 136,180円                                                 | 75,280円  |
| ①                        | 個人賠償責任*1       |                             | 国内:無制限 / 国外:1億円                                          |         |          | 国内:無制限 / 国外:1億円                                          |          |
| ②                        | 塾生本人のケガ        | 死亡・後遺障害保険金                  | 300万円                                                    |         |          | 300万円                                                    |          |
|                          |                | 入院保険金日額                     | 4,000円                                                   |         |          | 4,000円                                                   |          |
|                          |                | 手術保険金*2                     | 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)／5倍(入院中以外の手術)                         |         |          | 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)／5倍(入院中以外の手術)                         |          |
|                          |                | 通院保険金日額                     | 2,000円                                                   |         |          | 2,000円                                                   |          |
|                          |                | その他の特約                      | 天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)、熱中症補償特約、細菌性食中毒補償特約、特定感染症危険補償特約 |         |          | 天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)、熱中症補償特約、細菌性食中毒補償特約、特定感染症危険補償特約 |          |
| ③                        | 扶養者            | 育英費用(一時金)*3                 |                                                          | 対象外     | 100万円    |                                                          | 対象外      |
|                          |                | 学資費用<傷害・疾病>(年度毎の支払限度額)*3 *4 |                                                          |         | 100万円    | 150万円                                                    |          |
| ④                        | 救援者費用等         |                             | 100万円                                                    |         |          | 100万円                                                    |          |
| ⑤                        | 弁護士費用等(人格権侵害等) |                             | 300万円                                                    |         |          | 300万円                                                    |          |
| ⑥                        | トラブル対策費用       |                             | 20万円                                                     |         |          | 20万円                                                     |          |
| ⑦                        | 携行品損害*5        |                             | 20万円                                                     |         |          | 20万円                                                     |          |
| ⑧                        | 生活用動産*5        |                             | 対象外                                                      |         |          | 100万円                                                    |          |
| ⑨                        | 借家人賠償責任        |                             |                                                          |         |          | 1,500万円                                                  |          |

※ 一人暮らしの学生の方も自宅生用タイプにご加入いただくことが可能です。

\*1 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

\*2 傷の処置や抜歯等お支払い対象外の手術があります。

\*3 独立生計の学生はお選びいただけません。5CJタイプか5CGタイプをお選びください。

\*4 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次\*6までの期間です。

\*5 免責金額(自己負担額):5,000円

\*6 お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。

以下に該当する職業\*7に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)

\*7「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つるの製品製造作業者」(以上6職種)

# お手続き方法

できるかぎり入学手続きと同時にしてお手続きください。  
5月中旬頃、ご加入者宛に加入者票を郵送いたしますので、ご卒業まで大切に保管してください。  
保険料は6月※に請求されますので、クレジットカードの有効期限にご注意ください。  
なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。(※ 保険始期4月1日の場合)

1

お手続きサイトへのアクセス



URL <https://www.keio-ins.com/2025/>

2

加入対象者の契約情報等の入力

学生情報、加入者情報、扶養者情報、加入タイプ、告知事項等を入力します。  
※個人情報情報は保険業法施行規則に従い、適切に管理しております。

3

クレジットカード情報の入力

保険手続き完了後、クレジットカード登録画面に進みます。



4

5月中旬頃加入者票の受領

加入者票が未着でも補償開始日以降の事故は補償されます。

| 保険期間            |                 |     |                 |
|-----------------|-----------------|-----|-----------------|
| 2025年4月1日午前0時から |                 |     |                 |
| 4年間             | 2029年4月1日午後4時まで | 2年間 | 2027年4月1日午後4時まで |
| 6年間             | 2031年4月1日午後4時まで | 3年間 | 2028年4月1日午後4時まで |

万一の事故のとき！

事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 0120-720-110 (365日・24時間)

このパンフレットは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。  
この保険は学校法人慶應義塾を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人慶應義塾が有します。